

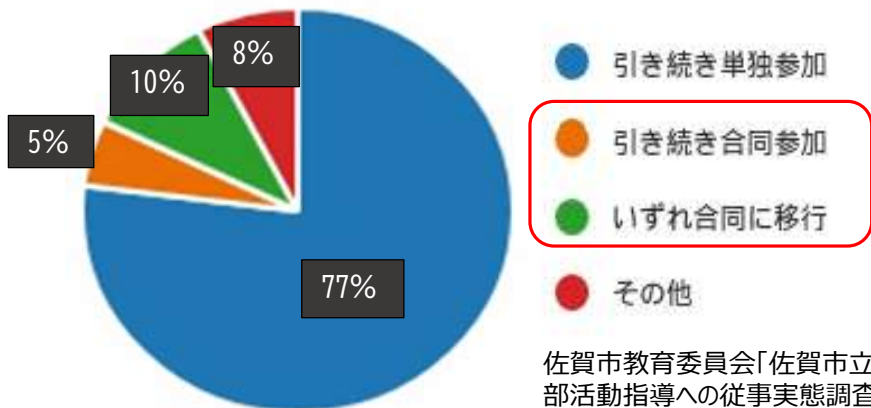
(1) 佐賀市立中学校の部活動を取り巻く環境の変化

◆現状

- ・佐賀市立中学校に通う約7割の生徒が参加（約190部活、約4000人）
- ・運動部や吹奏楽部の多くが休日も練習
- ・多くの教員が顧問として休日も指導に従事
- ・少子化で、部員減少・休部が進行
→活動内容に制限／子どもの選択の幅が減少

選べる部活動	野球	サッカー	陸上	テニス	バスケ	バレー	卓球	柔道	剣道	新体操	水泳	吹奏楽	美術	放送
S中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
M中	○	○		○	○			○	○			○	○	
F中				○								○		

R5秋以降の大会参加チーム形態



佐賀市教育委員会「佐賀市立中学校教職員の部活動指導への従事実態調査」（令和5年）より

(2) 国・県の動向

◆学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（R2.9文科省）

- ・R5年度以降、休日部活動の段階的な地域移行を図るとともに、望まない教師は休日部活動に従事しない。
- ・地域団体の責任下での運営に保護者等の理解を得ることが適当
- ・希望する教師が兼職兼業の許可を得て従事する仕組みを整理

◆運動部活動の地域移行に関する検討会議（R4.6 スポーツ庁）

◆文化部活動の地域移行に関する検討会議（R4.8 文化庁）

- ・R7年度末を目途（※）に休日部活動を地域移行
※合意形成等に時間を要する場合は、地域の実情に応じ可能な限り早期実現を目指す。
- ・都道府県・市町村において推進計画を策定することが適当
- ・平日部活動の地域移行は休日部活動の進捗状況を踏まえ検証

◆学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（R4.12 スポーツ庁・文化庁）

- ・学校部活動の維持が困難となる前に、生徒の活動の場として新たな地域クラブ活動の整備の在り方を提示

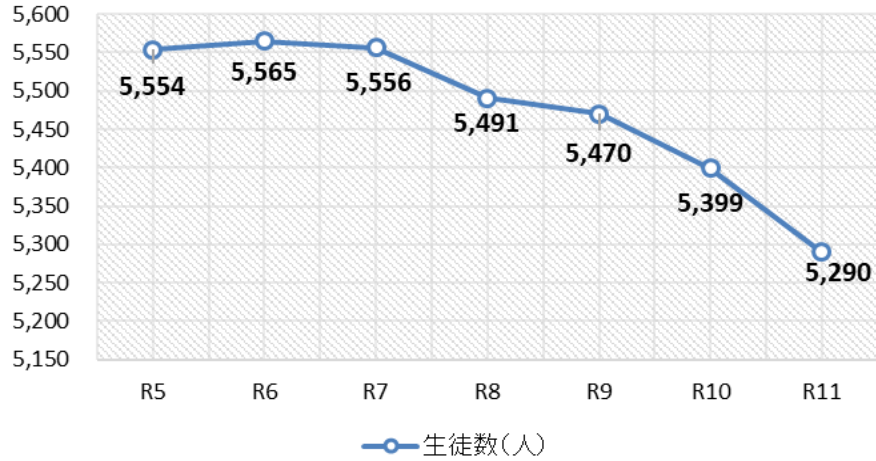
◆“SAGA部活”提案書（R4.3 佐賀県教委）

- ・平日部活動を含めた地域移行の類型を提示し課題提示
- ・指導者資格、保険加入、大会参加、施設利用等の課題提示

1 佐賀市における部活動改革の背景

(3) 現状・課題

佐賀市立中学校生徒数推移および推計



佐賀市教育委員会「児童生徒数推移推計」(令和5年)より

◆中学生の参加人数 (R5年度)

運動部活動	3,187人
文化部活動	766人
社会体育団体	838人

佐賀市教育委員会・佐賀市中学校体育連盟調べ
※社会体育には市内の県立・私立・附属中生徒を含む。

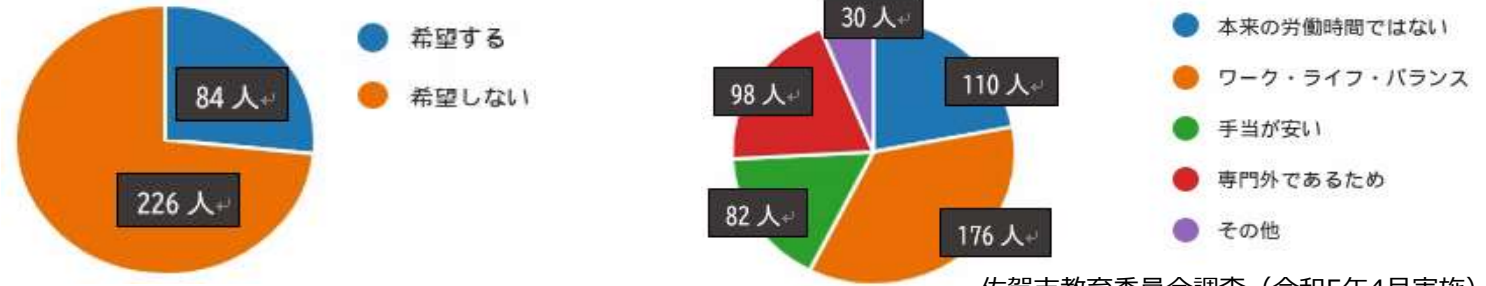
◆佐賀市立中学校教職員の時間外労働の状況 (校長・副校長・教頭除く)

中学校 (北山小・芙蓉小含む)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員合計人数	489	490	490	489	491	489	487	488	487	487	488	489
45時間未満	41.3%	48.4%	40.6%	87.1%	100.0%	63.4%	57.3%	67.2%	82.5%	88.7%	76.2%	75.3%
45時間以上 80時間未満	54.0%	48.6%	55.7%	12.7%	0.0%	36.0%	41.5%	32.0%	17.5%	11.3%	23.6%	23.5%
80時間以上 100時間未満	4.3%	2.9%	3.7%	0.2%	0.0%	0.6%	1.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.2%	1.0%
100時間以上	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
時間外勤務の平均時間	47:49	45:23	47:44	29:44	11:26	38:17	40:46	36:15	29:24	26:49	32:56	33:06

佐賀市教育委員会「令和4年度教職員時間外勤務集計表」(令和5年)より

◆市内教職員の意識

教職員が兼業として指導できる場合、休日部活動指導への
参画を希望するか？ 休日の部活動指導を希望しない理由は？ (複数回答)



佐賀市教育委員会調査 (令和5年4月実施)
※(注) 回答率72.8% (310名/426名)

【課題・現状】

部活動の維持は単一学校レベルでは対応できない

少子化等により、個別部活動の維持が困難化

競技力向上への志向から社会体育を選択する者も多い

教員の働き方改革 (時間外労働対策) への社会的要請

2 佐賀市における部活動改革の方向性



◆ 休日のスポーツ・文化芸術活動の場を地域に展開し、多様な活動機会と持続可能な活動体制を確保する

子ども 充実した活動に!

- ・新たな活動へのチャレンジ
- ・複数の活動へのチャレンジ
- ・他地区の子どもとの協働
- ・専門的な指導を受ける機会

学校 教職員の働き方改革に!

- ・時間外労働の減少
→健康増進、教職の魅力向上
- ・授業準備時間の増加
→学力向上、子供に向き合う時間増加

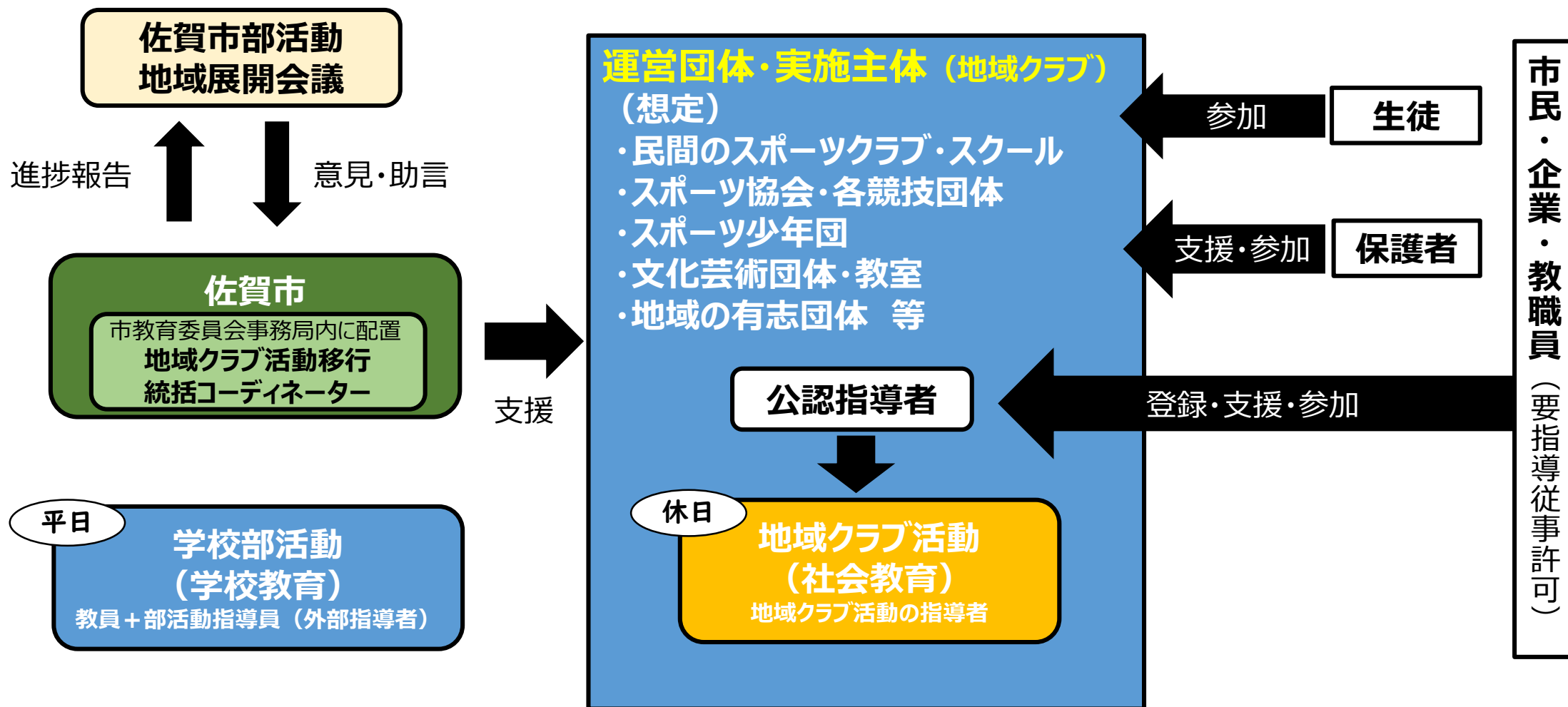
地域 地域に根差した活動に!

- ・地域で支えるスポーツ・文化環境
→異世代交流による活性化
- ・学齢から生涯学習への展開
→「する・見る・支える」関係人口の増加

2 佐賀市における部活動改革の方向性

令和5年度から順次、地域のなかで中学生の休日のスポーツ・文化芸術活動を支える体制を確保する

〈将来イメージ〉

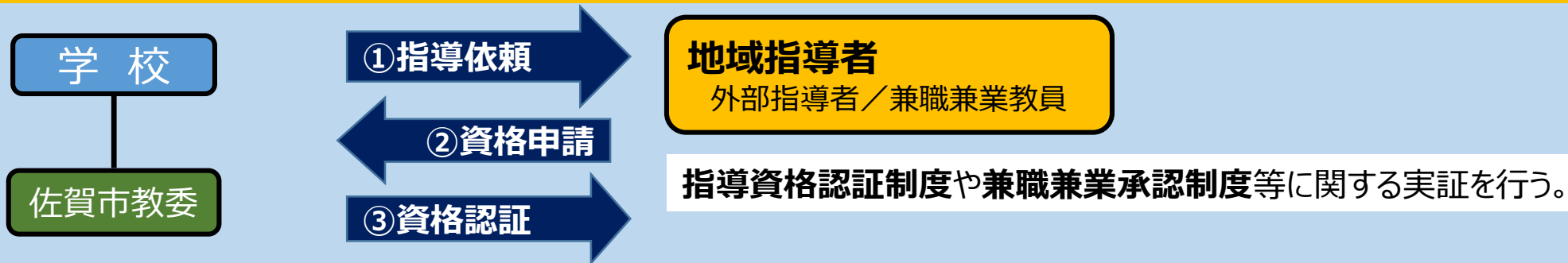


※スポーツ庁資料を参考に佐賀市作成

3 佐賀市における部活動改革の取組

実証実験① 地域連携型モデル【単独校・複数校】

地域指導者が顧問教員に代わり、主に休日等において部活動を指導する体制構築の効果及び課題の分析



R5モデル事業

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ① J 中男子バレーボール部 | [単独校地域連携] 外部指導者 + 兼職兼業中学校教員 |
| ② M 中女子バスケットボール部 | [単独校地域連携] 兼職兼業小学校教員 |
| ③ 拠点校型サッカー部 | [複数校地域連携] 外部指導者 + 兼職兼業中学校教員 |

実証実験② 地域クラブ活動型モデル

市内の中学生がスポーツ・文化芸術活動に取り組む地域（民間）クラブに参加できる環境の構築



R5モデル事業

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ④ 佐賀しゃくなげ湖ジュニアカヌークラブ | [新たな活動の場創出] 活動支援 + 広報協力 |
|----------------------|-------------------------|

4 佐賀市における部活動改革の課題

課題	概要
受け皿・指導者の確保	<ul style="list-style-type: none">◆ 既存の公的クラブ、民間クラブ・スクール、大学等の協力（受け入れ態勢の拡充）◆ 指導者の質の確保（研修の充実、指導者資格の取得促進等）◆ 希望する教職員の兼職兼業制度と労働管理システムの確立
活動場所の確保	<ul style="list-style-type: none">◆ 休日活動のための施設確保◆ 学校施設の利用ルールと管理システムの確立（錠・用具の管理等）
大会参加のあり方	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域クラブの大会参加資格の確立（中体連、その他の大会）
事故等への対応	<ul style="list-style-type: none">◆ 生徒、指導者の保険加入のルール化◆ 地域クラブにおける責任主体の整理
受益者負担への理解	<ul style="list-style-type: none">◆ 休日活動による新たな受益者負担（指導者謝金等）への理解

これらの課題に対する解決策の検討を進め、
地域展開推進計画、部活動ガイドライン等への反映をめざす

參考資料

■「社会教育」の定義

社会教育法（抄）

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。



■ 学習指導要領上の位置づけ

中学校学習指導要領（平成29年3月）総則第1章第5の1のウ **教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。**特に、**生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動**については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。**その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の**各種団体との連携などの運営上の工夫**を行い、**持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。**

■ 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言

次期改訂時（前回平成29年に改訂）に、学校は地域で行われるスポーツ団体等との連携・協働を深めること旨を規定すること、部活動の意義や留意事項を削除することを検討
（令和4年6月スポーツ庁）

■ 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革

学校の働き方改革も考慮した部活動改革の考え方

- ・部活動は、（略）**学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられた活動**である。
- ・部活動に参加する生徒にとっては、（略）教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有する。
（令和2年9月1日 文科省からの事務連絡）

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）」

令和3年2月17日 文部科学省初等中等教育企画課長

・地方公務員である公立学校の教師は、**当該教師が希望する場合**であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条や教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条等の規定に基づき、サービスを監督する**教育委員会の許可を得た場合**には、営利企業等に従事することが可能である。各教育委員会においては、所管する学校の教師が兼職兼業を希望する場合には、上記の法律や各地方公共団体における条例や規則等の関係法令に基づき、**教師の本務に支障がないかどうか等も考慮し、適切に対応を行うこと。**

・当該教師の学校における労働時間と地域団体の業務に従事する時間を通算した時間から労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を差し引いた時間（いわゆる時間外労働と休日労働の合計時間）が**単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さないことが適当**であること。

■ 令和5年度 全国中学校体育大会 運営の基本と大会開催基準 令和5年2月 公益財団法人日本中学校体育連盟

「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程」、「参加資格の特例」

- ・拠点校部活動
- ・地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）

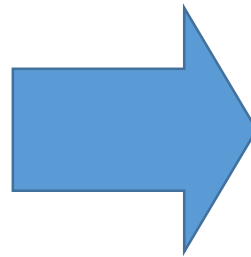
《参加可能》

「複数校合同チーム編成規程」

- ① 満ちていない学校同士で合同部活動での出場
- ② 満ちていない学校に生徒を補充して出場
- ③ 満ちていない学校 A が満たしている学校 B と合併し合同チームを編成

1年ごとに部員数が少ない学校同士で編成

R5「拠点校部活動参加規程」により



市町もしくは県教育委員会が事業主体となり、実施対象校、実施期間を判断

部員数が足りている学校同士での継続的な合同参加も可能に

「令和5年度佐賀県中学校体育連盟 地域クラブ活動の参加特例 各競技細則」R5.3

- (例 1) 陸上 …リレー・駅伝は、メンバーが同一学校の場合に限り、地域クラブから参加可能
- (例 2) サッカー …クラブユース連盟に所属しているクラブ内のチームは参加できない
- (例 3) バレーボール …同一学校の生徒のみで編成された地域クラブの参加は認めない